議案第１４号

東広島市重要文化財の指定について

東広島市文化財保護条例（平成１９年東広島市条例第９号）第４条第１項第１号の規定により、東広島市重要文化財に指定することについて、次のとおり提案する。

平成２９年４月２７日提出

東広島市教育委員会
教育長　津　森　毅

１　提案理由

東広島市文化財保護審議会から、指定が妥当との答申を受けた物件について、東広島市重要文化財に指定するため、この議案を提出するものである。

２　指定する文化財

種類	東広島市重要文化財
名称	赤瓦製祠
員数	１点
内容	瓦質製品（赤色の釉薬が溶着した瓦質、切妻造りの祠） 現存高23cm、屋根幅25.7cm、屋根奥行き18cm、室幅19.9cm 室奥行き19.2cm、重量6.6kg
年代	天保15年（1844）
所在地	東広島市河内町中河内651番地7 （東広島市出土文化財管理センター保管）
所有者の住所	東広島市西条栄町8番29号
所有者	東広島市教育委員会

３　指定する期日

平成２９年４月２７日

４　根拠規定

東広島市文化財保護条例

第４条　教育委員会は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ要件を満たす文化財を東広島市文化財に指定（－略－）又は選定（－略－）（－略－）することができる。

(1) 東広島市重要文化財（－略－）　市内に存する有形文化財（法第２７条第１項の規定により指定された重要文化財又は県条例第３条第１項の規定により指定された県重要文化財を除く。）のうち市にとって重要なもの

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成２０年東広島市教育委員会規則第２号）

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（－略－）第２５条第１項の規定に基づき、東広島市教育委員会（－略－）の権限に属する事務のうち、法第２５条第２項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

(1)～(9)　－略－

(10)　文化財の指定又は選定及びその解除を行うこと。

(11)～(14)　－略－

東広島市指定調書

【　名　　称　】　赤瓦製祠（あかがわらせいほこら）

【　種　　別　】　考古資料

【　員　　数　】　1点

【　所 在 地　】　東広島市河内町中河内651番地7
（東広島市出土文化財管理センター保管）

【　所 有 者　】　東広島市教育委員会

【指定年月日】

【　内　　容　】　瓦質製品（赤色の釉薬が溶着した瓦質、切妻造りの祠）
現存高23㎝、屋根幅25.7㎝、屋根奥行き18㎝、室幅19.9㎝
室奥行き19.2㎝、重量6.6㎏

【　年　　代　】　天保15年（1844）

【　解　　説　】　本件は、東広島市西条町下三永の五楽2号遺跡（積石塚）で採集されたと伝わる江戸時代末期の瓦質（赤瓦製）の祠である。

粘土を板状に切って組み立てたもので、厚さは1～2㎝と一定していない。屋根は流造りで、軒部の内側には棒状の粘土で桁を表現するが、棟部分はすべて欠損。内部の床面には粘土板を重ね、壁隅には柱状の粘土紐を貼り付けて座敷を表現する。釉薬は多方向からの流し掛けによっており、石州瓦の製法で作られたものである。

文様は、屋根と内部に施されている。屋根には三柏文と16葉の菊花文が正円で囲まれている。内部上端には正面・側面ともに欄間格子が表現され、その下に風景画が見られる。正面には岩場に生える松、両側面には海に浮かぶ二艘の帆掛け舟と島が刻まれ、上方にはたなびく雲が広がっている。

銘文は、いずれも焼成前にヘラ書きされたもので、背外面は「福神入　天保拾五年　作之　辰三月吉日」、側面は「下三永　松山氏　新開重祐　作之」、屋根の側面には「上田や」とある。なお、背面には「下三永　松山氏　新開重祐　作之」と書いたものを、一度ヘラ状工具で削り取った痕跡が認められる。

【　所　　見　】　「赤瓦と白壁」は、東広島市を代表する景観の一つだが、生産がはじまった初期の製品はほとんど伝わっておらず、製作年や地名が明らかな資料は皆無である。また祠は木製や石製のものが多い中で、瓦質の製品は少なく貴重である。よって、東広島市指定文化財として保存することが適当と考えられる。

下三永発見の瓦製祠

正面

側面

背面

平成２９年３月２７日

東広島市教育委員会　様

東広島市文化財保護審議会
会　長　　脇　坂　光　彦　[東広島市文化財保護審議会長之印]

東広島市文化財の新指定について（答申）

平成２９年３月２７日付け、東広教文第７１６号で諮問のこのことについては、指定することが妥当と認めます。

◎諮問物件

	種別	名称	種類	員数	所在地	所有者
1	市重文	赤瓦製祠	考古資料	１点	河内町中河内651番地7 （出土文化財管理センター）	東広島市教育委員会